

患者が障害基礎年金と障害厚生年金を活用するために

NPO法人 がんと共に生きる会、大阪がんええナビ制作委員会
関孝子社会保険労務士事務所代表 特定社会保険労務士 関 孝子

「公的年金」は、20歳以上のすべてに加入が義務づけられている。この公的年金には、自営業や主婦、学生などが加入する「国民年金」、サラリーマンが加入する「厚生年金」、公務員等が加入する「共済年金」があることは、周知のとおりである。

年金というと即ち、老後の生活を支えるための「老齢年金」だと思われがちだが、働いている人達や学生が、不慮のけがや病気などで障害の状態になったときに「障害年金」が支給される。

しかし、「障害年金」が、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害だけでなく、がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部疾患により、長期療養が必要で仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったときにも支給の対象になることは、あまり知られていない。

平成24年3月末現在で、210万人以上が障害年金を受給しているが、「障害年金を知らなかった」「障害年金の手続きがわからない」「治療費がないため治療を断念した」等の相談も実務において多く受ける。

社会保険労務士が障害年金制度のことをがん患者や家族にもっと知ってもらえるように努めていくことは当然だが、相談支援業務担当を始めとする医療関係者にも、まず障害年金等の公的年金制度を理解の上、患者・家族への情報提供を推進することを望むものだ。

種 別	等級	受給者数	平均年金月額
厚生年金保険	1級	384,247人	156,892円
	2級		119,447円
	3級		58,559円
	計		105,025円
国民年金	1級	1,744,078人	82,928円
	2級		67,187円
	計		73,816円
合 計		2,128,325人	—

資料

厚生労働省

平成24年3月末現在